

伝統的都市集住環境の空間秩序生成に関する研究（梗概）

宮本 雅明

序 章

研究の目的と方法

現在に伝えられる伝統的都市の集住環境には、それぞれの住環境に固有の空間構成上の秩序が存在する。住環境を構成する個々の都市住居の敷地内の建物の配列や空間構成は、この空間秩序に従って定められる。この空間秩序は長年にわたる住民の生活の智慧が積み重なった結果、自ずと形成されたものと一般的には理解されている。近年、この種の空間秩序の存在形態を解明する試みはいくつかなされているが、この空間秩序生成の具体的なメカニズムは必ずしも明らかになっていない。

本研究は、これらの空間秩序の存在形態を現地調査に基づいて明らかにし、併せてこれら空間秩序が生成をみるに至ったメカニズムを探り、その成立契機を明らかにすることを目的としたものである。

本研究は、わが国の伝統的都市を代表する城下町の中

で、各種史料が豊富に残され、都市集住環境の歴史的解明がまだなされていない会津若松の旧城下町人地を研究対象地を選んで実施した。研究の方法は現地調査を主体とし、伝統的都市住居の遺構調査、伝統的都市集住にかかわる文献ならびに絵画史料の調査を通して、伝統的都市集住環境の実態を復元的に考察しつつ空間秩序の存在形態を抽出し、さらに調査によって得られた知見を総合して空間秩序生成のメカニズムと成立契機の解明に及ぶという方法を採用した。

研究組織と研究経過〔略〕

第1章 伝統的都市集住環境の規定条件

研究対象とした伝統的都市集住環境の存在形態を規定する諸条件を予め把握するため、若松城下町の都市構造と都市集住の存在条件、さらに現地調査の目的と方法、結果の概要を述べる。

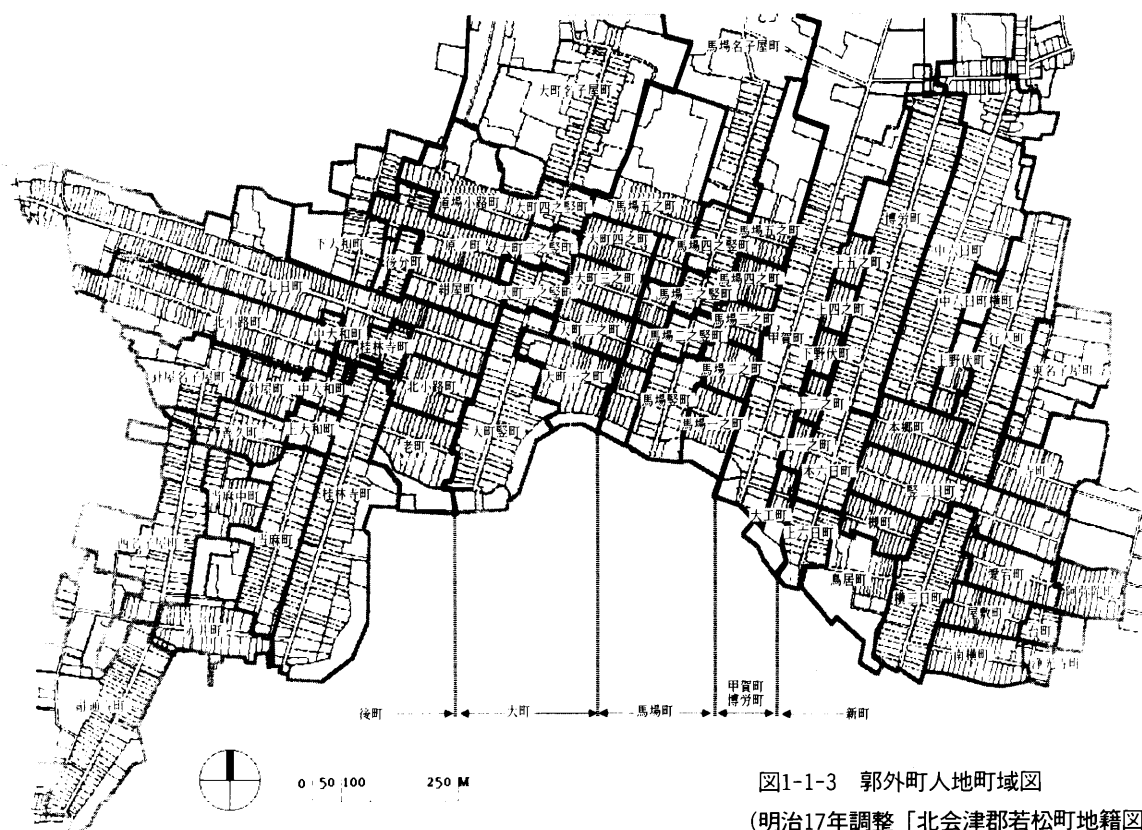


図1-1-3 郭外町人地町域図
(明治17年調整「北会津郡若松町地籍図」による)

1-1 若松城下町の都市構造

城下町の成立

会津若松は東北地方を代表する城下町で、会津盆地の南東部、阿賀川とその支流湯川が造り出す複合扇状地上に位置する。近世若松城下町の礎が築かれたのは天正10年(1590)に入部した蒲生氏郷の治世下である。氏郷は、文禄元年(1592)6月芦名氏の築造になり、伊達氏によって整備されていた黒川城の改造と城下の本格的な経営に着手した。城普請は曾根内匠の手にて進められ、それまで「郭内の地に士商雑居」していた城下町黒川は全面的に改造が施され、身分別居住制に基づく近世的な城下町として整備され、この時、地名も若松と改められた^{※1)}。

城下町の構造

若松城下町は、通りを挟んで形成される両側町が最小の単位をなし、さらにそれらが集合して町(組)を形成し、その集合体として郭外町人地が形成された。行政的にはこれら町(組)が大きな役割を果たした。この町(組)の配列を町域図^{※2)}にみると(図1-1-3)、大町口から北に延びる大町と、その東側に位置する馬場町が中心的位置を占めていることが知られる。この両町は文禄元年(1592)の町割に際して郭内から移され、芦名氏以来の特権商人が多く、位置的にも支配的にも町人地の中核を担った。馬場町の東側には蒲生氏に従ってきた商人が日野町(後に甲賀町)を形成した。以上の中心を占める町の両側に、文禄年中に数多くの町が割り出されていった。これらを総称して、東側を新町、西側を後町と呼んだ。町域図に表わされない範囲にも町人地は広がり、南西方に河原町と材木町、東南方に天寧寺町、南方に南町が存した。以上の8町(組)が城下町人地を構成したが、各町の支配は頂点に立つ検断の責任下に行われた。各町はさらにいくつかの組に分けられ、組ごとに置かれた名主が支配した。これらの下に検断の抱えた町肝煎がいた^{※3)}。

城下町の現在(略)

1-2 都市集住の存在条件

町と町割(略)

町の構造(略)

1-3 伝統的都市集住環境の調査

調査の方法

第1次本調査(昭和61年8月3日~10日)の調査対象は主に現地予備調査(昭和61年7月14日~17日)における観察に基づいて選定した。建築年代が藩政期から明治・大正・昭和初期まで各時期を網羅すること、また立地も旧城下町人地に万遍なく分布することに選定の基準を置いた。第2次本調査(昭和61年10月18日~24日)で

は極力この基準を満たすべく調査対象を選定した。都市住居の調査に際しては、通常の民家調査の方法を採った。重要な遺構3軒については、後の補足調査(昭和62年7月13日~10日)で断面の採取と実測を行った。並行して文献・絵画史料の現地調査も実施した。

調査の結果

上記の方法をもって調査を実施した都市住居の建物別諸要素は一覧表(表1-3-1)に示した通りである。調査軒数は32軒であったが、調査結果として提示しうるのは31軒となった。この中には平面採取が実施できなかったが、類例がないので重要と判断して加えたものが1軒含まれている。調査住居の所在地をみると、比較的偏りのない結果が得られた。調査住居は主屋が店棟と座敷棟、勝手棟に分かれるなど、複数の棟からなっているのが通例で、調査棟数は100棟余りにのぼった。このうち、建築年代を史料によって確定できた総数は35棟で、他は推定であるが、比較的年代幅を絞り込めたものが多い。建築年代は、調査住居が複数棟に分かれているため比較が困難であるが、明治期の建設になるものが多数を占める結果となった。

第2章 伝統的都市集住環境の空間構成

都市住居の遺構調査の成果に基づいて、都市住居単体の空間構成に関して類型化を図りつつその存在形態を明らかにし、次いで個と個のかかわりの分析から集住環境全体に備わる空間秩序の抽出を試み、最後に会津藩領における伝統的都市集住環境の存在形態を既往研究と現地調査に基づいて概観する。

2-1 都市住居の空間構成

遺構の構成

会津若松の伝統的都市住居では、南面あるいは北面する立地の場合は、敷地の西側に寄せて主屋を建て、その反対側すなわち東側に通り庭を配するのを通例とする。また、東面あるいは西面する住居の場合は、主屋を北寄りに、通り庭を南寄りに配するのが伝統的な形態である。

主屋は、表から店棟、座敷棟、勝手棟を順に並べ、店正面と勝手棟の土間部分に出入口を設ける。店棟の脇、隣家境界までの間を開放し、あるいは門を構えて、その奥に通り庭が設けられる。座敷棟は奥行方向に棟を配し、店棟や勝手棟が通り庭側に張り出すかどうかで、L字型、コ字型などの平面形式がみられる。主屋の背後には収納蔵を配し、職種によって醸造蔵など各種付属屋を建てる。

店棟は、真壁造りの場合と店蔵形式の場合の両方があるが、構造のいかんによらず、建物内部は、前面庇部分付近を細長い前土間とし、奥を広い板間とするのが一般的である。店蔵はすべて二階建て、明治後期から二階に

勝手棟は、カッテと称する床上と土間部分からなり、土間が通り庭側に突出することが多い。構造はすべて真壁造りで、平屋・二階建ともにみられる。

遺構の編年

会津若松に残存する伝統的都市住居は、明治期の商家が大半で、江戸時代に遡る遺構も散見される。

主屋は、表から店棟・座敷棟・勝手棟から構成され、それぞれの棟は構造形式を異にし、建築年代も異なることが多い。したがって主屋全体の建物構成の類型を考察する前に、各棟の変遷過程を整理しておきたい。

店棟については、先の調査住居一覧(表1-3-1)で明らかのように、古くは真壁構造で、土蔵造りの店が登場するのは遺構の上では明治中期以後である。調査事例では、明治19年(1886)のOR24家店蔵が最古である。屋根材は、板葺・茅葺であったが、耐火構造である店蔵の建設と連動して桧瓦葺が普及したようである。屋根形式は大半が切妻造であるが、比較的古い遺構に片流れ屋根がみられる点が注目される。店の奥の座敷棟は通りに直角に棟を向ける配置となるから、座敷棟の妻面から通りに庇を差しかけたような簡素な構成になる。正面の戸締りは、

表1-3-1 調查住居一覽

記号	旧地名	間口	通面	座敷	座敷間口	建物	建物種別	建物名	精造	屋根	屋根材	棟向	階数	建築年	西暦	損壊
EK01	大町整町55	正面	南側	西側	大	0-1 0-2 0-3 0-4	店 座敷 座敷 座敷	misu kurazakura shinnkura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	鉄板 瓦 瓦 瓦	平入 妻入	2	昭和12 明治12 昭和6 昭和8	1934 1879 1931 1931	家伝 家伝 家伝 家伝
HK02	大町整町24	東面	南側	片線	中	0-2 0-3 0-4	店 座敷 座敷	misu kurazashiki kome/misogura	土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻	鉄瓦 瓦 鉄板	平入	2	明治14 明治14 大正2	1907 1917 1919	家伝 家伝 家伝
F103	大町整町52	西面	南側	西側	大	0-3 0-4 0-5 0-6 0-7 0-8 0-9	店 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashikiKura inkkyozashiki shinnkura souko sumigura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入 妻入	2	大正2 大正2 明治19 昭和2 安政3 大正2	1913 1913 1919 1886 1858 1913	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
MR04	大町2之整	東面	南側	西側	大	0-4 0-5 0-6 0-7 0-8 0-9	店 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷	misu shinnkura nakanokura irinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治21 明治21 明治21 明治17 江戸後 明治2	1888 1888 1888 1877 1877 1877	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
OH05	大町名字屋町	東面	南側	西側	中	0-5 0-6 0-7 0-8 0-9	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu misenoKura nakanokura okunokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1873 1873 1873 1873 1873	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
OK06	大町名字屋町	東面	南側	西側	中	0-5 0-6 0-7 0-8 0-9	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu misenoKura nakanokura okunokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1873 1873 1873 1873 1873	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
SM07	大町一之郎	南面	東側	片線	中	0-7 0-8 0-9	店 座敷 座敷	misu zashiki nakanokura	土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦	平入	2	大正2 大正2 大正2	1847 1847 1847	家伝 家伝 家伝
SH08	馬場下一之町	南面	東側	片線	大	0-8 0-9 0-10 0-11 0-12	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki nishinokura kate higashinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	大正12 大正12 大正12 大正12 大正12	1841 1841 1841 1841 1841	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
TS09	馬場2之整町	東面	南側	片線	大	0-9 0-10 0-11 0-12 0-13	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu okinokura hanare nakanokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1887 1887 1887 1887 1887	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
SY10	博労町1-1	西面	南側	西側	大	10-A 10-B 10-C 10-D 10-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu nakanokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治15 明治15 明治15 明治15 明治15	1902 1902 1902 1902 1902	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
KM11	博労町	東面	南側	片線	中	11-A 11-B 11-C 11-D 11-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu nakanokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1902 1902 1902 1902 1902	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
KK12	博労町	東面	南側	片線	大	12-A 12-B 12-C 12-D 12-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu nakanokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治16 明治16 明治16 明治16 明治16	1903 1903 1903 1903 1903	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
IM13	博労町12	西面	南側	片線	中	13-A 13-B 13-C 13-D 13-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu nakanokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1902 1902 1902 1902 1902	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
WS13	博労町53	東面	南側	西側	小	14-A 14-B 14-C 14-D 14-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu nakanokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17	1908	家伝
YH14	博労町53	東面	南側	西側	小	14-A 14-B 14-C 14-D 14-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu nakanokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17	1908	家伝
KT15	上五之町8	南面	中央	裏住居	中	15-A 15-B 15-C 15-D 15-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu nakanokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	江戸末 江戸末 江戸末 大正10 大正10	1857 1857 1857 1921 1921	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
MT16	中六日町23	西面	南側	西側	大	16-A 16-B 16-C 16-D 16-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki hiroma/kate kisanokura nakanokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	江戸末 江戸末 江戸末 江戸末 江戸末	1857 1857 1857 1857 1857	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
YK17	中六日町2	東面	南側	片線	小	17-A 17-B 17-C 17-D 17-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	江戸末 江戸末 江戸末 江戸末 江戸末	1847 1847 1847 1847 1847	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
OS18	中六日町2-52	西面	南側	片線	中	18-A 18-B 18-C 18-D 18-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
IK19	中六日町	東面	北側	片線	小	19-A 19-B 19-C 19-D 19-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	大正前 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
MT20	中六日町121	東面	南側	西側	大	20-A 20-B 20-C 20-D 20-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
FS21	南横町	北面	東側	西側	大	21-A 21-B 21-C 21-D 21-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	大正前 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
HY22	桂林町65	東面	南側	片線	中	22-A 22-B 22-C 22-D 22-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
AJ23	桂林寺町57	東面	南側	片線	中	23-A 23-B 23-C 23-D 23-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
OR24	七日町9-6	南面	東側	片線	中	24-A 24-B 24-C 24-D 24-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
KM25	七日町3-166	南面	東側	片線	小	25-A 25-B 25-C 25-D 25-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
SM26	七日町3-28	北面	東側	片線	大	26-A 26-B 26-C 26-D 26-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	大正前 大正前 大正前 大正前 大正前	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
KI27	原之町52	南面	東側	西側	大	27-A 27-B 27-C 27-D 27-E 27-F 27-G 27-H 27-I 27-J 27-K	店 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi nakanokura okinokura okinokura okinokura okinokura	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17 明治17 明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917 1917 1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
KK28	藤通寺町7	西面	南側	西側	中	28-A 28-B 28-C 28-D 28-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
ST29	川原町15	北面	東側	片線	中	29-A 29-B 29-C 29-D 29-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	大正前 大正前 大正前 大正前 大正前	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
YE30	村木町1-	南面	東側	片線	小	30-A 30-B 30-C 30-D 30-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	大正前 大正前 大正前 大正前 大正前	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝
AT31	村木町1-201	西面	南側	西側	大	31-A 31-B 31-C 31-D 31-E	店 座敷 座敷 座敷 座敷	misu zashiki soukugura ima/kate kurazashiki uranonishi	土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵 土蔵	各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻 各々妻	瓦 瓦 瓦 瓦 瓦 瓦	平入	2	明治17 明治17 明治17 明治17 明治17	1917 1917 1917 1917 1917	家伝 家伝 家伝 家伝 家伝

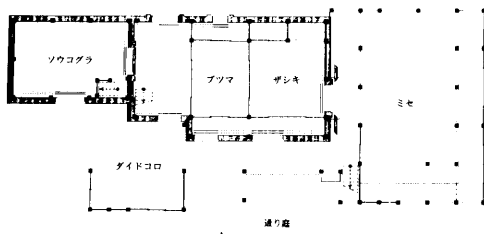


図2-1-1 YK17家復原平面図

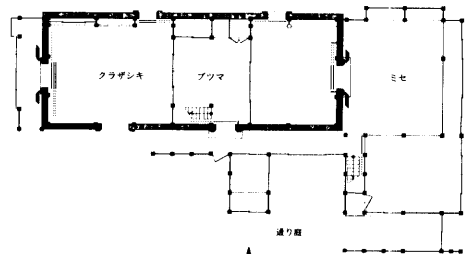


図2-1-2 KM11家復原平面図

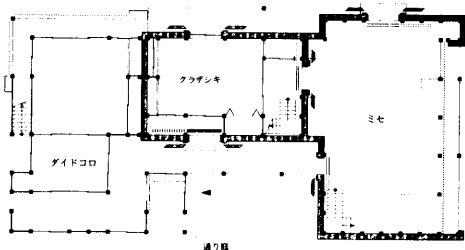


図2-1-5 KK12家復原平面図

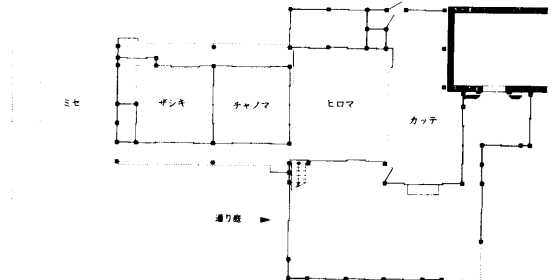


図2-1-4 MT16家復原平面図

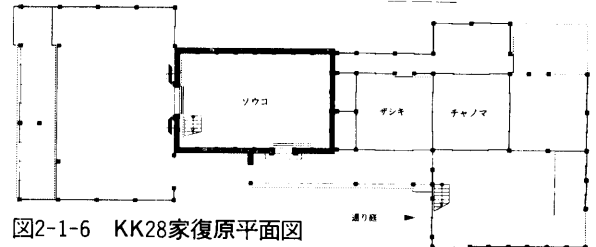


図2-1-6 KK28家復原平面図

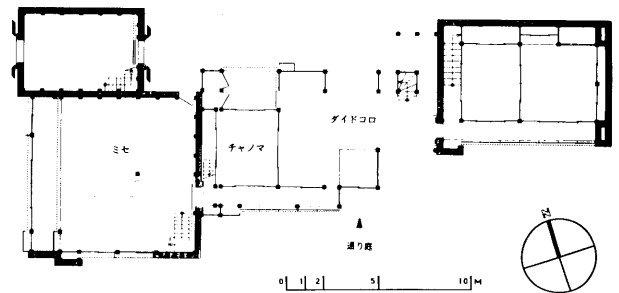


図2-1-7 EK01家復原平面図

本柱通りに「シトミ」と称するすりあげ戸をたて、庇柱通りは雨戸を引くか開放にするのが古式である。次第に本柱通りを開放とし、庇柱通りに引違いの建具を装置することが多くなる。また、店棟が間口方向一杯に増築されて、元来外部である通り庭の部分まで建物内部に取り込むこともある。

座敷棟は、店棟と比べてより古くから土蔵造りが採用されていた。KM11家やYK17家の蔵座敷は後世の改装が一部あるものの、江戸末期に遡りうる遺構である。つづく明治前半期は蔵座敷建設のピークであったようで、収納蔵の座敷改造も含めて数多くの事例がみられた。明治後半以降になると、再び真壁造りが主流になる。屋根は、明治末頃まで、土蔵・真壁造りを問わずほとんどが切妻造板葺である。蔵座敷の場合、特に古い遺構には置き屋根形式も少なくない。座敷棟は前述したように片縁型と両縁型の二形式がある。両縁型は明治期以降になって、二屋敷合併後建設された住居にも多くみられるが、古いものは敷地間口の小さい例もみられる。両縁型はほとんどが真壁造りで、一方、片縁型は座敷蔵造り・真壁造りとともにみられるが、蔵座敷の場合は、主屋の隣家境界側面を閉鎖的に造るという社会的条件と、開口を大きく取れない土蔵造りの構造的制約が合致した結果であろう。いずれの形式が古いか遺構からは判断できない。

勝手棟については、突出部の大小と遺構の新旧は必ずしも明確な対応がないが、江戸末期のMT16家ですでに

突出部を有し、KK28家などで通り庭方向に増築する傾向がみられる。

小屋組については、土蔵造りの建物のみ調査できたが、店蔵、座敷蔵、収納蔵を問わず、垂木構造が大半である。キングポストトラスも数棟みられるが、年代の明らかな最古は昭和6年(1931)のEK01家座敷蔵である。

次に、店棟・座敷棟・勝手棟からなる主屋の、複合的な構造体としての変遷過程を整理しておきたい。

前述したように、座敷蔵は江戸末期にはすでに存在し、店蔵は明治中頃から普及したものである。したがって江戸末期頃の都市住居は、座敷蔵の前後に真壁造りの店棟と勝手棟を配したYK17家(図2-1-1)のような形式か、すべて真壁造りのMT16家(図2-1-4)のような形式であったと思われる。YK17家、KM11家、MR04家のような座敷蔵型は、間取りの中央を占める座敷のみ土蔵造りとするので、真壁造りの建物の間に蔵が挟まる独特の外観をつくる。建物内部も、表の店と裏の勝手に対して漆喰壁と観音開きの土戸を構えることになり、重厚な印象を与える。座敷蔵と店棟・勝手棟は別構造とするので、火災時には土戸を閉ざすことによって座敷蔵のみを焼失から防ぐことができるわけである。

一方、店蔵は明治の中頃から普及する。当然、真壁造りの座敷棟の前面を店蔵とした形式と座敷蔵の前面に店蔵が取り付く形式が現われる。前者には、OK06家、EK01家(図2-1-7)、後者にはKK12家(図2-1-5)

が相当する。とりわけ、KK12家は明治28年(1895)頃火災にあい、蔵座敷(明治22年)を残して、当時真壁造りだった店棟その他を全焼し、その後店棟を土蔵造りで再建したという経緯を有し、明治中期に座敷蔵型から店蔵・座敷蔵併存型へと発展した典型例と考えられる。

2-2 集住環境の空間構成

個と集合(略)

集住環境の構成

若松城下町の集住環境の伝統的な空間構成の仕組は、南側もしくは東側に通り庭を取り、建物の主体部である座敷棟はその反対側、隣家との境に接してまたは小庭を介して建て、隣家に面する側は壁と塀として閉鎖的な構成を取ることで、また建物は表から店棟、座敷棟、勝手棟の順に配されることで、これは建物の形状にかかわらず集住環境全体に通底する空間の構成原理といえる。この原理を遵守した上で、住居の内的要求や社会の時代的要求に応じて勝手棟や店棟が通り庭に向かって伸縮したものと理解できる(図2-2-4)。

以上の空間構成の仕組は次のようにとらえると、より明快なものとなる。通り庭と北または西を壁や塀で閉じた建物部分が南から北へまたは東から西へ向かって交互に配列される間口方向の空間構成の仕組と、一方で店棟、座敷棟、勝手棟、さらに収納蔵が表から奥へ向かって配列される奥行方向の空間構成の仕組の二種の組み合わせから成り立っていると。今後これを若松城下町の伝統的都市集住環境に備わる空間秩序と呼んで論述を進める。

2-3 会津藩領の集住環境

大内と喜多方(略)

その他の宿場町(略)

第3章 伝統的都市集住環境の形成過程

前章の考察結果を踏まえ、明治期から江戸後期に遡って都市住居の形成過程を、遺構史料と絵画・文献史料を照らし合わせて明らかにし、次いで同様の方法を用いて江戸後期における集住環境の空間構成とその構成原理である空間秩序の歴史上の存在形態を明らかにする。

3-1 都市住居の形成と展開

明治期の都市住居

会津若松における明治期の都市住居、特に商家は、片縁型の座敷棟を有する住居を基本型として、多様な展開を始める。とりわけ、店蔵の普及は従来の都市景観を大きく塗り替えることになる。

『岩越鉄道名勝案内』には、会津若松を始め、鉄道沿線地区の、明治34年(1901)頃の都市住居の姿が鳥瞰図

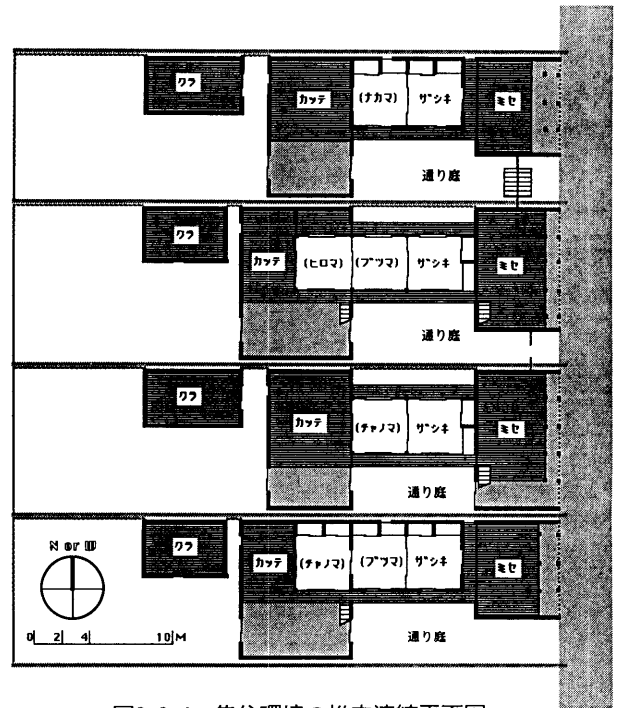


図2-2-4 集住環境の推定連続平面図

風に描かれている。真壁造りでコ字型の主屋の店脇や背面に多数の収納蔵を配した味噌醤油製造業者の住居や、表に店蔵を構え敷地周囲を土蔵でうめつくした漆器商の住居など、土蔵造りをふんだんに採用した当時の都市住居の姿がうかがえる。以下、座敷および店棟に土蔵造りが採り入れられた経緯と背景について検討する。

蔵座敷の成立と展開

元来、土蔵は会津若松でも敷地裏手あるいは店袖に家具商品財物を保管するために建てられたものであろう。現に、収納蔵では、江戸中期に遡るKI27家土蔵を始め古遺構が多い。それが度重なる大火によって、主屋が焼失し、土蔵が残る体験から、主屋にも土蔵造りを導入するようになったのであろう。

前述したように、座敷蔵と店蔵では座敷蔵が時代的に先行する。座敷蔵は店蔵と比べて、土蔵造りであることが表通りからみてわかりにくく、それが基本的に町人の贅沢を禁じていた江戸時代の情勢下で流布しやすかったのであろう。

また座敷蔵がより早く普及したのは、会津若松の産業形態とも関連があらう。当地では、たとえば会津塗と称する漆器が重要な産業で、天正18年(1590)会津に移封された蒲生氏郷が旧領近江日野から技法を伝えたのに始まるという。早くから会津藩の積極的な保護・奨励で特産物となったが、その営業形態は諸国への卸が中心で小売は片手間だった。したがって、旧来、店そのものは対外的にそれほど重要な意味をもっておらず、むしろ顧客を招ずる奥の座敷や漆器の加工・貯蔵施設に重点が置かれたのである。座敷蔵や加工・収納蔵にいち速く土蔵造りが採用されたのはその所以もある。

実際、現存する座敷蔵を眺めると外観は質素でも内部の造りはきわめて質が高い。以上のような座敷蔵の成立背景を考慮すると、それも首肯されよう。

店蔵の成立と展開

一方、明治期になると、家作禁令が失効し、また商売で小売もなされるようになって、店棟を立派に造る傾向が現われる。座敷から店に商売の重点が移っていた都市住居、とりわけ小売を行う漆器商の住居に店蔵が多いようである。

漆器は乾燥させたり、保管するのに適度な温度・湿度を保つ必要があるが、土蔵造りはそのために最適の構造である。二階を漆器の保管場所とし、一階で商売をするならば、店の重要度は当然高くなり、土蔵造りが採用される契機となる。店蔵の古例として、OR24家、SM07家、OH05家などが挙げられるが、3家とも家業は漆器関係である。しかし一方で、店蔵が普及した明治半ばでも、差しかけ下屋のような質素な外観の店棟もまた長く存続し、店蔵と併存した点を注目したい。これは、屋敷規模や都市住居の階層に起因するというよりも、やはり店の営業形態によるものであろう。明治期でも卸を中心に考えていた商家もやはり多かったわけで、当時の店構えの多様性はそのあたりに原因がある。

明治の末頃から店蔵は次第に洋風の意匠が採用され始める。博物館明治村に移築保存されている安田銀行会津支店（明治40年、大町一之町）は、外観は和風であるが、内部はギャラリーやカウンター、腰壁などに洋風の意匠が取り入れられている。SM07家店蔵も二階や階段回りを中心に洋風に改装されたし、大正2年（1913）のFI03家店蔵は、二階を居室や応接室にあて、階段のてすりなどを洋風に造っている。明治末から大正期の大店の店蔵の新しいあり方がうかがえる。

嘉永・安政期の都市住居（略）

都市住居の家作制限（略）

3-2 集住環境の形成と空間秩序

集住環境の基本構造（略）

集住環境の社会構造（略）

集住環境の空間構造

大町検断を務めた築田家蔵「大町御図帳縮図」⁽⁴⁾と『大町本屋借屋人別書上帳』⁽⁵⁾に基づいて作製した二種の大町町内図に依拠して、大町の空間構造を明らかにする。ここでは寛政3年（1791）の町内図（図3-2-4）のみ掲げる。空間構造を把握するには、町を構成する最も基本的な単位である屋敷地の存在形態を検討する必要がある。図に表わされた屋敷地のあり方をみると、大きく分けて三つの類型が見出される。

第一は最も基本的な類型で、一つの屋敷地を一戸の住戸が占めるものである。数量的にも最も多い。所有形態としては本屋の場合と借屋の場合があるが、借屋の場合は屋敷地ごと丸抱えて借りる抱屋敷となる。

第二は角地を占める屋敷地に見出される類型で、複数の借屋で屋敷地が占有されるものである。角地であるため借屋は脇通りにも間口を向け、広い屋敷地では借屋が表通りと脇通りに面してL字型に所狭しと並び建つ。規模の大小はあるものの縦町のほとんどの角地に見出されるが、とりわけ卓越するのは一之町と七日町の角地である。東側には一之町を挟んで、大町検断を務める築

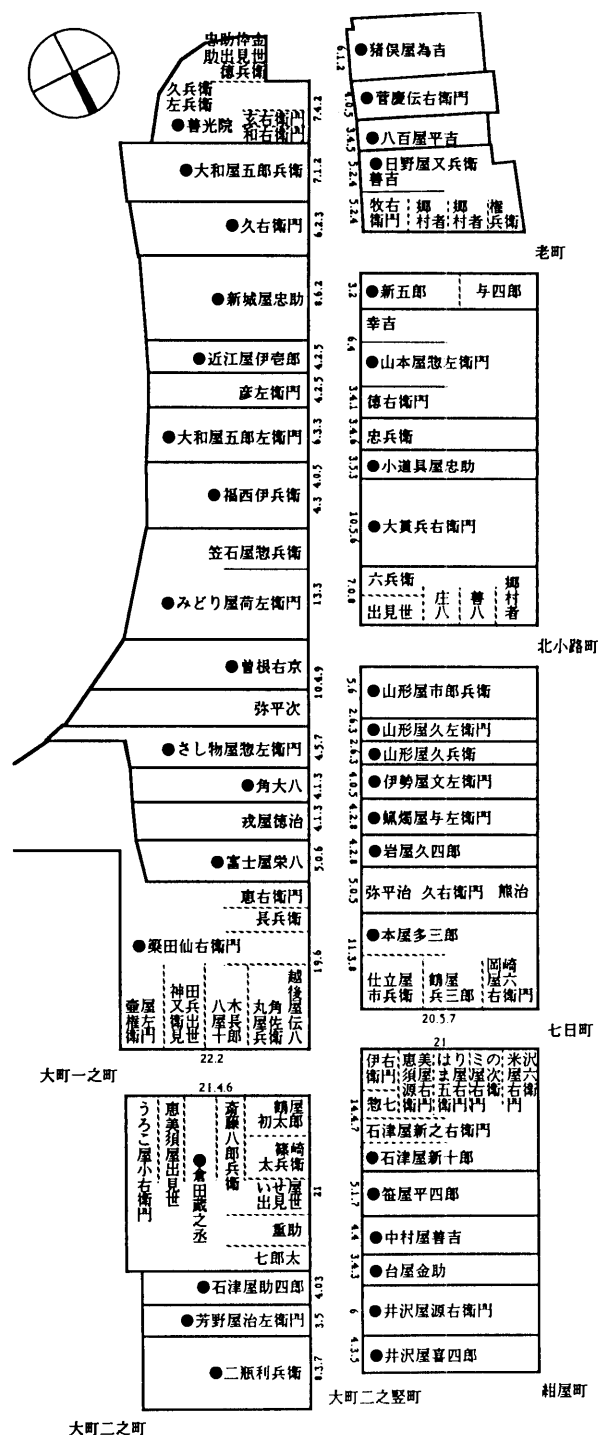


図3-2-4 寛政3年大町堅町町内図

（●は本屋を示し、数字は間口間数（間・尺・寸）を示す）

田家と倉田家の屋敷地が対峙する。両家の屋敷は敷地の奥まったところに位置し、表通りには表借屋が建ち並んでいたらしい²⁶⁾。両検断屋敷の向側にも同様の借屋を配した屋敷地がある。ここには本屋の両家はそれぞれ敷地の南端と北端に住居を構え、他は表借屋がL字型に脇通りまで建ち並んでいる。奥に屋敷を構えた検断屋敷と本屋のあり方が異なるが、同様の類型とみてよい。

第三は通りに面した表側に借屋を配し、裏側に本屋の住居または家守の住居を配する類型で、例が少ないが、大町全体に分布する。表、裏ともに独立した住居としての性格を有し、第一のタイプの店棟だけを表借屋としたものとは考えられない。

以上から、屋敷地の存在形態にかかわるこれらの三類型が集合して集住環境の空間構造を形成していたことになる。特に角地とそれ以外の屋敷地では、全く異なった構成原理が働いていることは注目すべきであろう。

都市住居の諸類型

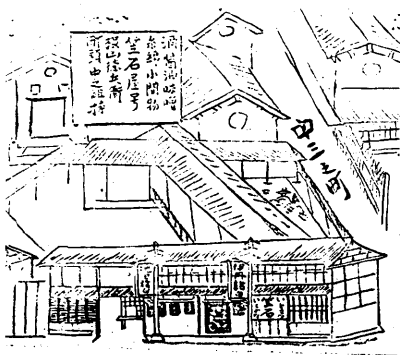
以上の三類型は都市住居としていかなる空間構成を呈していたかを、五十嵐家旧蔵『嘉永安政年間(1840~60)(記憶)覚書』²⁷⁾を主な史料として検討を加え、藩政期における都市住居の類型化を試みる。

第一の類型を探し出すことは容易である。通りに面して平入りの店棟を建て、その奥に続いて妻入りの座敷棟を建て、さらに勝手棟を鍵の手に突き出し、さらに奥には土蔵が建ち並ぶという構成(写3-2-1)で、2-1で述べた遺構の調査結果とほぼ合致をみる。敷地内に他の

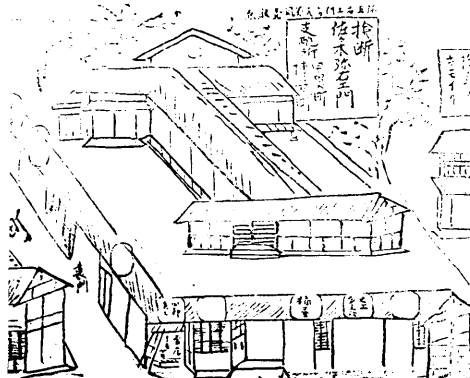
住戸は認められず、一屋敷地一住戸占有の形式をとる。だが子細に眺めると、二種に分けられる。一つは明らかに商家と判断できるもの、もう一つは明らかに商家とは判断できないものである(写3-2-3)。後者は職人や雇い者、あるいは士族が居住した住居専用の都市住居の形式とみられ、調査遺構ではFS21家が該当する。建物配置は同形式でも、都市住居の類型としては分けるべきであろう。後者の類型を住居専用型、前者を一般商家型と呼ぶ。

屋敷地の第二の類型も容易に探し出せる。いずれも検断の屋敷や士族の屋敷地で、全体で7例見出せる。うち4例はいずれも敷地中央にそれぞれの住居を独立して建て、その周囲を取り囲むように通りに沿って長屋状の多数の借屋がL字型に配され、その間に長屋門形式の門が開くという姿が描写されている(写3-2-4)。他の3例も同様の配置を示すが、所有者の住居が描かれないので抱屋敷であろう(写3-2-6)。以上についても二類型に分けるのが妥当であろう。検断屋敷型と角地抱屋敷型と呼んで区別したい。このタイプの遺構は遺憾ながら現存しない。

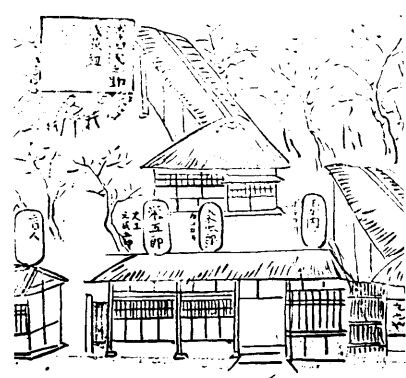
第三の類型も数は少ないが、4例を見出せ、形態的にも明瞭に他と区別できる。すなわち通りに面した表に借屋を配し、奥に独立して家主の住居を配するというものである(写3-2-7)。家主は名主などの町役人や士族の場合が多い。うち3例は表の借屋の中ほどに長屋門形式の門を開くことが確認でき(写3-2-8)、建築形式



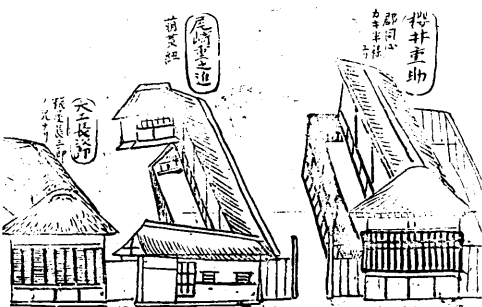
写3-2-1 商家型の住居
(『嘉永安政年間覚書』より)



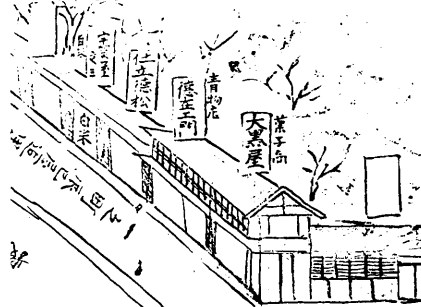
写3-2-4 検断佐々木家
(『嘉永安政年間覚書』より)



写3-2-8 長屋門と借屋
(『嘉永安政年間覚書』より)



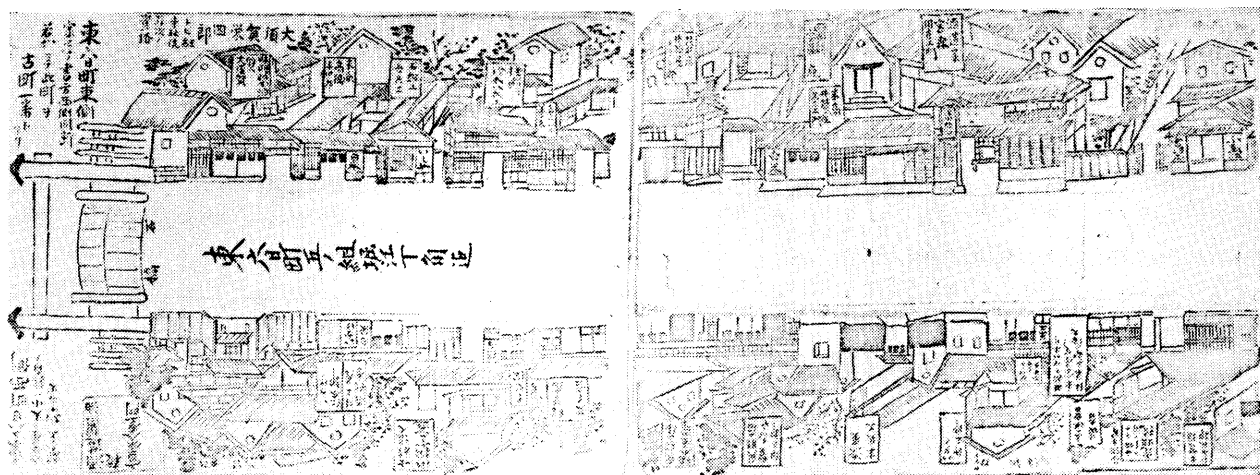
写3-2-3 住居専用型の住居
(『嘉永安政年間覚書』より)



写3-2-6 角地の借屋
(『嘉永安政年間覚書』より)



写3-2-7 表借屋と裏住居
(『嘉永安政年間覚書』より)



写3-2-9 東(中)六日町の町並 (『嘉永安政年間覚書』より)

としても完成しているといえる。調査した遺構ではKT15家が唯一該当する。検断屋敷型の縮小型ともみなせよう。建物配置の原理は同一で、相違点は角地か否かの問題だけだからである。これを表借裏居住型と呼ぶ。

以上の考察から、若松城下町の都市集住環境はこれら五種の都市住居類型から形成されていたといえる。

都市集住の空間秩序

以上の検討を踏まえ、伝統的都市集住環境の空間秩序の存在形態を藩政期に遡ってより明確にとらえよう。

藩政期の空間秩序の存在形態をうかがう史料として先の『嘉永安政年間(記憶)覚書』に描かれた東(中)六日町の町並み(写3-2-9)がある。これは中六日町北半の両側に建ち並ぶ住居群を斜投影で描写したもので、中には遺構調査を実施した住居が2軒描かれ、描写内容は信頼できる。

このうち西側の町並みは敷地の中の建物配置がうかがえないが、東側の町並みは先の類型に従えば一般商家型もしくは住居専用型の都市住居が軒を並べる様が確認でき、いずれも南側を開いて通り庭を配したL字型やコ字型、エ字型の建物配置を示す。そして最も奥には例外なく土蔵が建ち並び、間口の広い住居では店棟の北側に時折袖蔵が顔を覗かせる。間口方向の空間秩序は見事に顕現されていることが読み取れる。平面構成は読み取れないが、描かれた住居で大部分が現存するMT16家の平面(図2-1-4)が知られるので、奥行方向の空間秩序も貫徹されていると判断できる。西側の様子は絵からうかがいが得ないが、絵に描かれた姿のまま現存し、一般商家型の典型と目されるYK17家(図2-1-1)から推して、空間構成の仕組も東側と同様であったと考えられる。

以上の検討から嘉永安政期(1848~60)の中六日町には、会津の伝統的都市集住環境を特徴付ける空間秩序が完全に備わっていたといえる(図3-2-7)。また東西方向に建ち並んだ場合も絵には表わされないが、遺構調査の結果から抽出された空間秩序の存在が予想される。

第4章 伝統的都市集住環境の成立契機

前章で存在形態を明確にした都市集住環境に備わる空間秩序がいかにして生成をみたかを考察する。最初に奥行方向の空間秩序の生成過程を、伝統的都市住居の空間構成の成立契機を探りつつ明らかにし、次いで間口方向の空間秩序の生成過程を、伝統的集住環境の空間構成の成立契機を探りつつ明らかにする。

4-1 都市住居の成立契機

都市住居の特質

若松城下町の伝統的都市住居の空間構成の特質を、特にその空間構成に着目し、また伝統的都市住居の標準とされてきた西日本、とりわけ京都のそれ^(注8)と比較しつつ眺めると、いくつかの顕著な特徴を指摘できる。

第一は店棟が奥の座敷棟と空間的に明確に隔てられ、相対的にその空間的独立性が強いことである。ミセ部分が別棟となる場合が多いことはその現われであり、また後に蔵座敷が成立し、さらに店蔵が発達してくると、その独立性はさらに顕著に現われてくる。

第二は部屋の配列である。表から奥へミセ、ザシキ、カッチと順に配列されるが、これを西日本の伝統的都市住居の場合と比べると、ザシキとカッチの配列が全く逆

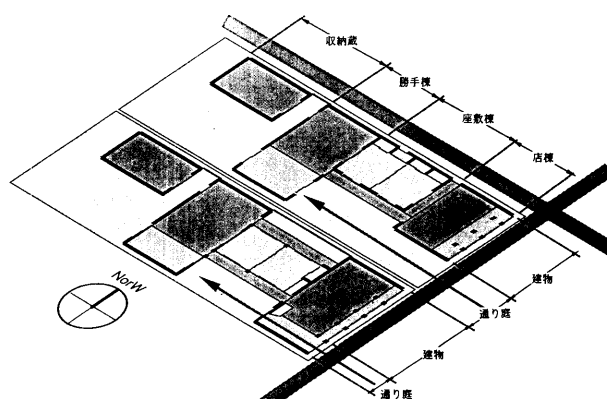


図3-2-7 空間秩序概念図

となっている点で、決定的な相違点が見出せる。

第三は通り庭が外部空間となっている点で、西日本では内部空間となる。

こうした特徴を生じせしめたのは一体何であろうか。以下、この点を考えることによって、奥行方向の空間秩序の生成過程を探り出したい。

付加されたミセ空間

以上の手がかりとなるのは、2-3で取り上げた会津藩領の他の伝統的住居の存在形態、とりわけ藩政期の状況をよく伝える大内宿の伝統的住居⁹⁾である(図4-1-2)。これを若松城下町の場合と比較した結果を要約するなら、基本的な相違点はミセ空間の有無だけであるとしてよい。相違点は他にも見い出せるが、ザシキとカッテの配列や通り庭の配置には同一の空間秩序の存在が読み取れ、こと基本的な空間構成に限れば、このように解釈し得る。この事実、先に指摘した若松の伝統的都市住居にみられるミセ空間の空間的独立性の強い傾向を考え合わせると、次の仮説を立てることができる。

すなわち若松城下町の伝統的都市住居は、大内宿に残される伝統的住居のごとき空間構成を示す住居の第一の原型がまず存在し、それにミセ空間を付加したものが、第二の原型を形成し、この付加されたミセ空間が伸縮して多様な形態を生じせしめ、一方、原型に備わったカッテ奥の広大な土間空間が縮小し、また鍵の手に折れるなどして、若松城下町の都市的な環境に対応した都市住居に発展を遂げたものである。そして店舗商業の成立をみなかった大内では、第一の原型が宿泊に供されるザシキの拡大を果たしつつも残存したものである。この仮説の検証を図るため、以下漸次考察を進めたい。

最初に、ミセ空間の付加という問題を取り上げる。これに関しては3-1で遺構調査に基づいて考察した座敷蔵と店蔵の形成過程に関する知見が参考になる。それによると、明治期に入って一挙に成立をみた店蔵に対して、座敷蔵はそれ以前にすでに成立をみていたので、藩政後期のある段階では立派な座敷蔵の前に真壁造の簡素な店棟が、寄りかかるように建つというきわめてアンバランスな形態を呈する都市住居が存在したことになる。実際、調査住居の中にはこのような例がいくつもみられた。これらの事実は、店蔵が成立をみる以前において、ミセ空間の占める位置が決して高くなかったことをうかがわせ、ミセ空間を後から付加された空間として理解すると

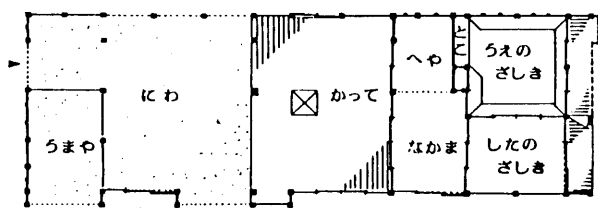


図4-1-2 大内宿の伝統的住居平面図

(『図説日本の町並み』2より)

納得できる。

このようなミセ空間の位置付けを裏付けるのは、3-2で指摘した借屋の存在形態である。すなわち大町堅町でその存在が知られる借屋は裏借屋でなく、そのほとんどが表借屋であるということである。この表借屋の存在と裏借屋の不在、この事実の意味するところは小さくはない。すなわち若松城下町の伝統的都市集住環境では、裏の住空間が本来本屋の占めるべき主たる場であり、表のミセ空間は借屋ともなるあくまでも二次的な従の場であるとの理解が得られる。こうした空間の序列が生じた背景には、付加された空間としてのミセ空間の存在形態があると考えられる。

こうした付加されたミセ空間としての解釈を採用するなら、都市住居へのミセ空間の付加は一体いつごろ何を契機として起こったのかという疑問が生じる。この疑問に答えられるなら、先の仮説の妥当性も得られよう。

市立てと都市住居

以上の問題を解明する糸口となるのは、付加されたミセ空間を必要とする商業形態、すなわち常設店舗を必要とする商業形態の成立過程である。

『会津若松史』¹⁰⁾に従えば、若松城下町の商業は後進地の事情を反映して市商業を主体として出発したという。『新編会津風土記』¹¹⁾によると城下町成立期には6ヶ所に市が立ち、毎日いずれかの町で市が開かれる仕組みとなっていた。定められた時と場所以外での商業は禁じられたので、商人達は城下と領内で開かれる定期市を巡り歩いて商売を行った。このような状況下では常設のミセ空間は特に必要とされなかったと考えられる。こうした市商業は、17世紀後半から18世紀初頭にかけて商業の発展に従って衰微に向かい、店舗商業を営む商人が増えたと推定されている。

では、10世紀初頭に店舗商業が成立をみる以前、都市住居は一体いかなる空間構成を呈していたのか。市が開かれる時、都市住居は市のためにいかなる空間を用意していたのか。市と都市住居の関係を考えるといくつかの疑問が生じる。これらの疑問に答えるため、貞享2年(1685)の大町の風俗を記した『町風俗習——大町』¹²⁾に記載の「市場之定」をみよう。そこには、

一大町立町市場之定南を見世頭とし、北を末に仕候、一月之内五十之日を以六度宛立、(以下略)

とあり、市の開催日や市場の店割の定めが記され、貞享期においてはなお市商業が隆盛をみていたことがわかる。つづいて、

一市場店賃内見世ハ、屋主之方江取、市見世ハ、屋主と当町え肝煎半分宛分候而取来候

と記され、市場に出された店棚の店賃の收取に関する取り決めが明記される。これから市場の店に「内見世」と「市見世」の区別があったことが知られ、また「内見世」

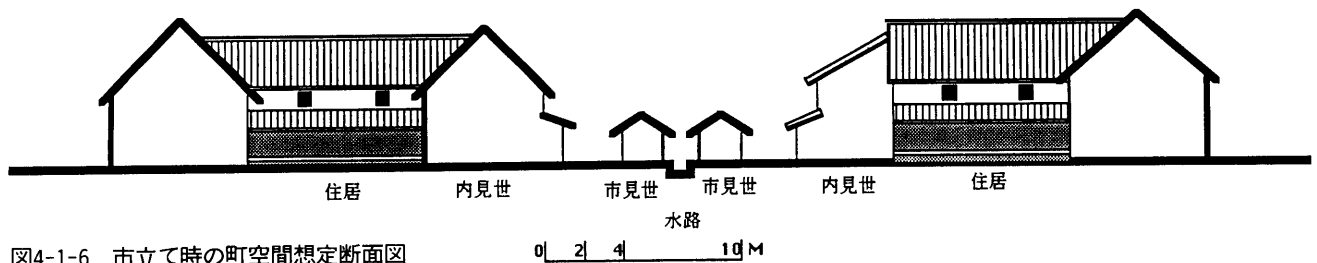


図4-1-6 市立て時の町空間想定断面図

の店賃は屋主が取る権利を有し、「市見世」の店賃は屋主と町の肝煎とが半分ずつ分けたことから、内見世は屋敷地の中に存した店で、一方、市見世は屋主の屋敷地の前の公道に設けられた店と判断できる。さらに市見世は、大町の通りの中央に設けられた水路に背を向けて二列に並んでいたと思われ、市見世の方は仮設の店舗であると推定できる。だが内見世の方は、大町の市の開催が4日おきであるから当初は仮設であったとしても、次第に常設化していったと考えられる（図4-1-6）。

以上から若松城下町の都市住居は、市の開催日に各地から集まってくる商人に店棚として貸し出す内見世をミセ空間として用意していた時期があったことになる。ミセ空間が住居空間と分離される傾向が後まで強く残されるのは、このことに起因するであろう。また裏借家がほとんど存在せず、表借家が借家の存在形態として支配的であること、さらに裏を主とし、表を従とする集住環境の根底に存在する空間認識のあり方も理解されてくる。

そしてこの考察をさらに押し進めるなら、それ以前はおそらく仮設的な店舗を必要に応じて用意するという時期があったと考えられる。慶長13年（1608）に開かれた小荒井村の市日の掟¹³⁾には、

（前略）右之市日三所二立申上ハ、面々之市日所々見世打可申事。此外内見せ外見世共ニ、一切脇ニて打間敷事。

とあり、市日ごとに仮設の店棚を設置していたことがうかがわれ、また脇に「外見世（市見世のことか）」と「内見世」を打つことを禁じているので、内見世も同様に仮設であったことが知られる。ミセ空間の生成過程の実態がうかがえる。

さらに考察を進めていくなら、より以前の原初的な段階ではミセ空間がなく、ザシキ部分とカッテ部分だけで構成される住居が存在したとの推定に至り着くのは当然である。この段階に至るとまさしく先に提示した大内宿の住居に辿り着くことになる。このことは大内宿の住居に始まった先の仮説の検証が、その行程の円環を閉じたことを意味しよう。

4-2 集住環境の成立契機

町屋の作法

最初に史料として『貞享二年風俗帳』¹⁴⁾を取り上げ

る。貞享2年（1605）に書き上げられたもので、町ごとの風俗がそれぞれ記されている。中でも大町の風俗を記した『町風俗習——大町』はその総論とも位置付けられ、当時の生活慣習が詳細に記録されている。その中に「町屋之作法」と題した項目があり、集住環境の維持を図るため取り決められたいくつかの約束事が記される。

中でも注目すべきは、集住環境の間口方向の空間秩序に関係するもので、特に町屋の相隣関係について記した次の二つの項目である。

一家並之境ハ、双方地壺尺五寸宛退き三尺之雨落を残、中ニ水道を立屋作仕候
一屋敷境之家隣を見込候処、下窓不明作法ニ御座候由申伝候

前者は、屋敷境の雨落ちの排水処理のため、双方から1尺5寸の水路用地を供出すべきことを定めている。後者は、若松城下町の集住環境を維持するために必要不可欠な約束事と考えられる。若松城下町の集住環境は、各住居が間口方向の片側に建物を寄せ、片側に通り庭を設けるという空間秩序に従って成立し、この通り庭に成立した外部空間が住居の中心的な空間となる。その空間は片側を必ず隣家の外壁か塀で閉ざしているがために、この約束事の果たす役割は大きい。この約束事存在が集住環境の空間構成を根底で支えているといえる。

間口方向の空間秩序が成立するためにはこうした相隣関係を規定した約束事、まさしく「町屋の作法」が大きな意味を有することが知られる。『貞享二年風俗帳』に大町以外で「町屋の作法」と明記した町は見い出せないが、同様の作法が成文化されない形で存したことは想像に難くない。

このように成文化されるほどの位置を占めるに至った空間秩序を維持するための約束事は、一体いかなる契機をもって成立したのか。次にこの問題を検討したい。

方向性をもつ集住環境

集住環境の間口方向における空間秩序の存在を規定するのが相隣関係にかかわる約束事であるなら、その約束事は集住環境にある定まった方向性を与えるものでなければならない。この方向性なくしては、空間秩序はたちまち破綻をきたす。この方向性はどのような仕組で維持されたのであろうか。

先に示した『貞享二年風俗帳』の『博労町・甲賀町覚書』によると、博労町では次のような約束事が存在した。

一当町境垣之儀、東かわハ東北の方追垣ニ仕候、
西かわハ西北の方追垣ニ仕候、溝ハ西かわハ北の
方へ付、屋敷裏へ流申、東かわハ北へ付表の川へ
流申候事

これは各屋敷地の境界に当たる境垣をいずれか一方が負担し、二重投資を避けるための約束で、博労町の場合、それぞれの屋敷地の西北側または東北側だけを担当しようとして取り決めたものである。もう一方の側は隣家の負担となるわけで、この仕組を「追垣」と表現している。

この境垣の負担に関する取り決めは『貞享二年風俗帳』¹⁴⁾を伝存する町すべてに見出せる(表4-2-1)。これをみると、屋敷地の追垣の方向が各町によって定まっていることがわかる。屋敷地の通り側と反対側は負担するのが当然として、まず大町・博労町・甲賀町の間口方向の向きだけに注目すると、その向きは南北通りに面した町では北側で、東西の通りに面した町では西側であることが知られる。この方向は若松城下町の都市住居が壁や塀で閉ざす方向と一致をみる。すなわち各都市住居はこの追垣の定めを守る限り、境垣のほとんどは建物の外壁でもって代えることができ、残された部分だけ最低限の境垣を負担すればよいこととなる。境垣の二重投資を避けるばかりか、集住環境の空間構成と相隣環境の約束事が見事な対応を示し、一体となって空間秩序の形成に貢献していることとなる。しかもこの方向は地形の傾斜の向きとも一致をみる。

だが他の町をみると、こうした対応関係は見出せず、矛盾すら発見できる。特に材木町と新町の諸町は南北の通りを挟む両側で正反対となっており、また新町の東西の通りの南側では「東西」と記され、全く解釈に苦しむ。これらは2ヶ所の誤記(読)に起因する可能性が高いが¹⁵⁾原典は現在のところ所在不明で、確認の術がない。

ただ明らかなのは、各町は追垣の向かう向きによってそれぞれ空間的に方向付けられ、特に町人地の中核を成し、町割時期も他よりやや早いとみられる大町・甲賀町・博労町の諸町では、その向きが集住環境に備わる空間秩序の向きと合致し、しかも境垣に対する投資を最小限に押える効果をもたらしていることである。

集住環境に空間的な方向性が存在することは、同じ表に示した文化4年(1807)の『若松風俗帳』¹⁶⁾にもうかがえる。これは各町の地誌を述べた中で町の「頭」と「尾」を明確にしたもので、追垣ほどの具体性はないが、参考にはなろう。これをみると、若松城下町の町々は、すべからく南北の通りに面する場合は、南が頭で北が尾、東西の通りに面する場合は、東が頭で西が尾となる。城の南に位置する南町を除けば、この場合も先の集住環境に備わる空間秩序の方向と合致をみる。

若松城下の各町には集住環境の空間秩序生成において大きな役割を果たす空間的な方向性が存在することは確か

表4-2-1 町空間方向性記載一覧

町名	寛文6 『町名の由来』	貞享2	『貞享風俗帳』						文化4 『若松風俗帳』		町割時期	
			境垣追垣と排水路の方向						『若松風俗帳』			
	町名	町名	南	北	東	西	南	北	東	西	頭	尾
大町	(大町堅町) 二ノ町 三ノ町 四ノ町	(大町堅町) 名子屋町 二ノ町 三ノ町 四ノ町 道場小路	西南	西北	西	北	北	北	甲賀町 大工町 博労町	甲賀町 大工町 博労町	南	北
馬場町	(馬場堅町) 二ノ町 三ノ町 四ノ町								(馬場堅町) 市ノ町 二ノ町 三ノ町 四ノ町 五ノ町	(馬場堅町) 市ノ町 二ノ町 三ノ町 四ノ町 五ノ町	南	北
甲賀町	甲賀町 大工町 博労町 五ノ町		西南	西北	西	北	北	北	甲賀町 大工町 博労町	甲賀町 大工町 博労町	南	北
博労町			西南	西北	西	北	北	北	甲賀町 大工町 博労町	甲賀町 大工町 博労町	南	北
新町	六日町 三日町 華表町 横町 堅三町 行人町 中六日町 本郷町 寺町 南横町 屋敷町 愛宕町 阿弥陀町 台ノ町 浄光寺町 野伏町 四ノ町		東	西	北	西	北	南	六日町 三日町 鳥居町 横町 堅三町 行人町 中六日町 本郷町 寺町 南横町 屋敷町 愛宕町 阿弥陀町 台ノ町 浄光寺町 東名子屋町 野伏町 中六日町 横町 二の町	六日町 三日町 鳥居町 横町 堅三町 行人町 中六日町 本郷町 寺町 南横町 屋敷町 愛宕町 阿弥陀町 台ノ町 浄光寺町 東名子屋町 野伏町 中六日町 横町 二の町	南	北
後町	堀江町 桂林寺町 老町 針屋町 北小路町 七丁目 組屋町 原ノ町 赤井町 当麻町 大和町 融通寺町 名子屋町 当麻町 善久町		東	西	北	西	北	南	堀江町 桂林寺町 老町 針屋町 北小路町 七丁目 組屋町 原ノ町 赤井町 当麻町 大和町 融通寺町 名子屋町 当麻町 善久町 五ノ分町 原方四ツ屋	堀江町 桂林寺町 老町 針屋町 北小路町 七丁目 組屋町 原ノ町 赤井町 当麻町 大和町 融通寺町 名子屋町 当麻町 善久町 五ノ分町 原方四ツ屋	東	西
南町	中町 横町 下横町 堅町 堀屋町								中町 横町 西横町 堅町 堀屋町 常慶寺町	中町 横町 西横町 堅町 堀屋町 常慶寺町	北	南
河原町	河原町	河原町	東	東					川原町	川原町	西	南
材木町	材木町	材木町	東	南	東	北	西	南	材木町	材木町	北	南
天家寺町	天家寺町	天家寺町	東	南	東	北	西	南	天家寺町	天家寺町	北	南

であろう。そしてこの方向性の存在が空間秩序の成立契機を導く条件の一つに数えられよう。

この方向性をもつ集住環境はいつの時点で成立をみたのであろうか。追垣の約束事を記す『貞享二年風俗帳』が書き上げられたのは、蒲生氏郷による文禄元年(1592)の町割から90年が経過した時点で、その時すでに追垣の定めは慣習として定着していたと考えられる。とすれば、約束事が成立したのは町割からさほど隔たらない時期に遡り、若松城下町の集住環境の空間秩序の成立契機を求めるなら、町割時に遡って考察を加える必要がある。

集住環境と町割

若松城下の建設は文禄元年(1592)6月の蒲生氏郷の命令に基づいて開始され、同時に「郭外もまた郭内の制に准へ縦横に街衢を通し列肆を設け」たと伝えられる¹⁷⁾。この折、実際の町割に従事したのは、大町一之町の町年寄(後の検断)倉田新右衛門為実、馬場町の町年寄(後の検断)坂内助左衛門実乗、馬場町二之町の町年寄角田刑部憲光で、いずれも町割時に宅地を賜わったと伝えられる¹⁸⁾。倉田新右衛門為実は近江の出で、坂内助左衛門実

乗と角田刑部憲光は旧芦名氏の旧臣である。

大町と馬場町は芦名氏以来の由緒ある町で、この両町の後の検断4家のうち、3家が実際の町割に携わったとの伝承を有する。残る1家は中世以来この地方の商業統制を一手に担っていた商人司の築田仙右衛門家である。会津地方で開かれる市と市場商人の掌握を歴代の領主から一任され、市祭の施行から市場の店割、さらに裁判まで執り行ったのが築田氏である¹⁸⁾したがって、大町と馬場町も中世以来この築田氏の統制下にあったといえ、町割に際して築田氏が大きな影響力を及ぼしたことは想像に難くない。先に述べた町割とは実際には街区割になった後の屋敷割のことを指すので、この屋敷割が市場の店割の権限を掌握する築田氏の意向なくして行えたとは考えられない。よって若松城下町の町割と屋敷割の実際は築田氏の主導のもとに、町年寄3家が主体となって実施されたと考えて相違あるまい。先の空間秩序の案出は築田氏を中心とした町年寄の手になる可能性が高くなる。

ところで、北と西に固く閉ざし、南と東に開いた住居をその構成単位とし、開かれた側には必ず通り庭が存するという住居の空間構成は都市住居ばかりでなく、農村集落にも見出せ、こうした空間構成は基本的なところで会津藩領に通底する。それをもたらしたのは何をにおいても北西方向からもたらされる風と雪に対する備えが第一に挙げられよう。まさに中世を通じて積み重ねられた生活の智恵の所産であることは間違いあるまい。

こうした生活の智恵の蓄積を吸収し得たのは、近江から来た蒲生氏や倉田氏ではなく、築田氏と芦名氏の旧臣であった坂内氏と角田氏であろう。かれらは新たな町割と屋敷割に際して、これらの地域の中世以来の居住の伝統を翻案しつつ巧みに取り入れ、若松城下町の集住環境の空間秩序として改めて組み立て、それが若松城下町に新たな都市住居の近世的な伝統を形成する空間秩序として定着をみたと考えられる。

4-3 都市集住の成立契機

都市集住環境の成立

以上の考察から得られた若松城下町の伝統的都市集住環境の成立契機を総括しておこう。主な特質は次の二点に要約できる。

第一の特質は集住環境に一貫した空間的な方向性が存在することである。個々の都市住居を構成する外部空間と内部空間からなる空間の間口方向の配列は、まずこの方向性に基づいて決定される。各都市住居内には表から奥に向かってもう一つの方向性があり、住居の内部空間はこの方向性に基づいて決定される。この二つの方向のうち第一の方向性は、城下町の町割時に町割の實際を担った町年寄（後の検断）の手により計画的に方向付け

られ、第二の方向性は、商業形態の発達に伴って自立的に徐々に確立をみたと考えられる。

第二の特質は、集住環境に表と裏の二元性がみられ、空間的に区分されるとともに、居住に供される裏の方が商業に供される表よりも上位に立つという空間構造を備えることである。この点は表のミセの空間が裏の住居空間に後から付加されたという都市住居の空間構成の生成過程から説明できる。

都市住居の東と西（略）

結 語（略）

謝 辞

本研究を進めるに際しては、多くの方から多大なご支援を賜った。遺構調査をご快諾いただいた方々、ならびに史料調査にご協力いただいた築田英雄氏、佐治靖氏、坂井正喜氏、伊藤輝道氏、会津若松市教育委員会、会津若松市立図書館、会津武家屋敷に謝意を表したい。

<注>

- 1) 『会津若松史』第2巻(1967年)、『新編会津風土記』巻16『福島県資料集成』第1輯(1952年)所収。
- 2) 『北会津郡若松町地籍図』(明治17年、福島県歴史資料館蔵)による。
- 3) 『会津若松史』第3巻(1967年)。
- 4) 大町全体の詳細な地割図で、縮尺約600分の1、安政2年の年紀がある。
- 5) 大町の詳細な人別帳で、正式の表題は「大町本屋借家別吟味書上帳」(寛政3年2月)(一部は『福島県史』第10巻(下)近世資料4(1968年)に収載)、および「大町竪丁ノ町家別居人分限御改帳」(天保8年2月)、「大町二ノ竪二ノ町三ノ町原ノ町家別居人分限御改帳」(天保8年2月)とある。
- 6) 福島県立博物館学芸員佐治靖氏の御教示による。同館に氏が担当された倉田家を中心とした大町札の辻の復原模型が展示されている。
- 7) 会津武家屋敷所蔵の影写本による。原本は現在のところ所在不明である。
- 8) 『京都府の民家』第6冊(1970年)。
- 9) 『大内宿』福島県文化財調査報告書第28集(1971年)。
- 10) 第2・3巻(1967年)。
- 11) 巻16前掲『福島県資料集成』第1輯所収。
- 12) 『会津風土記・風俗帳』巻2・貞享風俗帳(1979年)所収。
- 13) 『新編会津風土記』巻62。
- 14) 前掲『会津風土記・風俗帳』巻2所収。
- 15) 『福島県史』第23巻・各論編9(1952年)の内容を転載したようである。他に『日本都市生活史料集成』5・城下町編3(1976年)にも収載。記載内容および底本も同一である。
- 16) 『会津風土記・風俗帳』巻3・文化風俗帳(1979年)所収。
- 17) 『新編会津風土記』巻16。
- 18) 前掲『会津若松史』第2巻。

<研究組織>

主査	宮本 雅明	九州芸術工科大学助教授
委員	中川 等	京都大学大学院博士課程
協力	上ノ町 勉	九州芸術工科大学大学院
	松本 成樹	九州芸術工科大学大学院
	五島 昌也	九州芸術工科大学大学院
	山路 恵	九州芸術工科大学大学院
	久保敬一郎	九州芸術工科大学大学院